

令和8年1月9日
食品衛生基準審査課

組換えＤＮＡ技術応用食品等の安全性審査及び
ゲノム編集技術応用食品等の届出について（報告）

1. 組換えＤＮＡ技術応用食品等の安全性審査

（1）制度の概要

組換えＤＮＡ技術応用食品等及びそれらを原材料に用いた食品等を製造・輸入・販売等する際には、安全性審査を行う必要がある。

組換えＤＮＡ技術応用食品等について、開発者等から安全性審査の申請があつたときは、消費者庁は食品安全委員会の意見を聴いて審査を行う。

審査の結果、人の健康を損なうおそれがないと認められる場合、安全性審査を経た旨を官報に掲載し公表するものとしている。

（2）安全性審査の状況

令和8年1月9日の時点で、安全性審査を経た旨が公表されている組換えDNA技術応用食品は9作物341品種、組換えDNA技術応用添加物は27種類90品目である。

2. ゲノム編集技術応用食品等の届出

（1）制度の概要

ゲノム編集技術応用食品等のうち、自然界等で起こり得る範囲の遺伝子変化により得られるものについては、開発者等から届出を求めて公表するものとしている。

ゲノム編集技術応用食品等については、届出前の事前相談を行い、必要に応じて、遺伝子組換え食品等調査会に意見を求め、組換えDNA技術応用食品等に該当しないことを確認するものとしている。

（2）届出の状況

令和8年1月9日の時点で、届出がなされたゲノム編集技術応用食品は10品目12届出である。

（以上）